



全国税理士共栄会

正会員・準会員用



おかげさまで
加入者約2万人

もし、病気やケガで働けなくなったら…

VIP大型総合保障制度

団体所得補償保険

・ 就業不能サポート ・

医師の指示に基づく
自宅療養も対象

うつ病などの
精神疾患も対象



団体割引
30%

無事故戻し
返れい金
20%
(中途脱退の場合、
返れい金はありません。)

所得補償保険
ご紹介動画公開中!!



保険
期間

2025年5月1日(午後4時)～
2026年5月1日(午後4時)まで
(このパンフレットは2025年5月1日～
2026年4月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も
毎月受付中

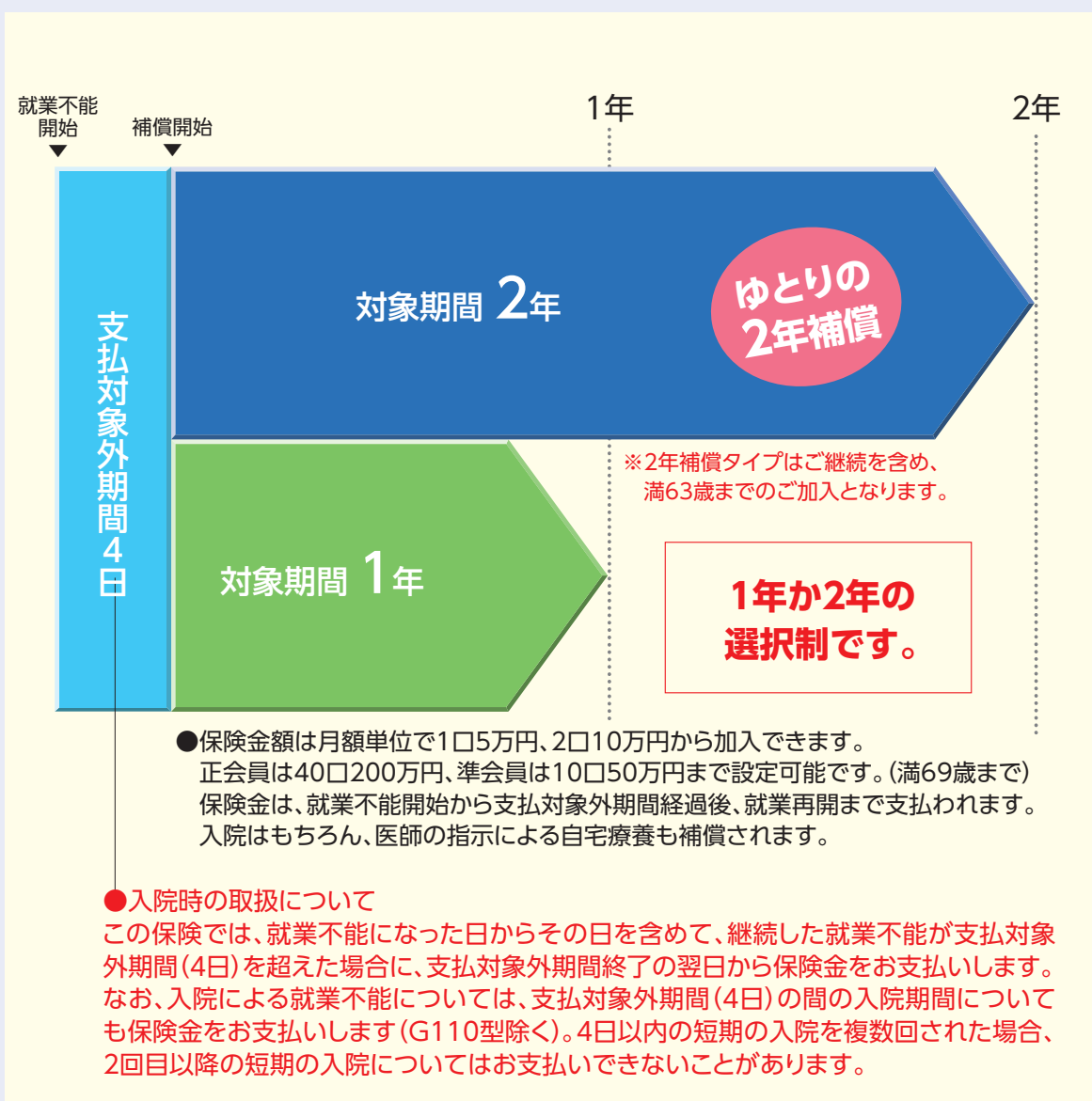
加入依頼書が毎月10日までに日税サービス
(幹事代理店)に到着した場合、保険期間は翌
月1日から2026年5月1日までとなります。
(10日が休業日の場合は直後の営業日が締切となります。)

団体所得補償保険の仕組み

就業不能サポート

1年補償タイプに加え、
ゆとりの2年補償タイプも
皆さまのご希望でお選びいただけます。

病気やケガで働けない間、1年または2年にわたり、月々保険金をお支払いする保険です。



ゆとりの
2年補償
タイプ

選べる
2タイプ

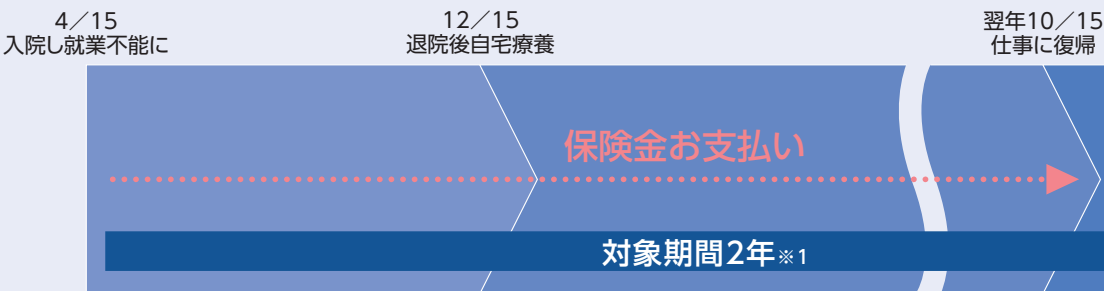
必須の
1年補償
タイプ

2年補償タイプ

- ◎1回の就業不能に対する対象期間は最長2年間です。
- ◎思わぬ長期療養に備えてゆとりの補償をお望みの皆さまへ。

[準会員保険金お支払例]

会社経営者45歳、月額保険金額30万円でご契約中に…
脳こうそくで就業不能になった。8か月入院ののち退院、その後医師の指示による自宅療養、
リハビリ生活が10か月続いた後、仕事に復帰。



割安な
保険料で、
安心延長!

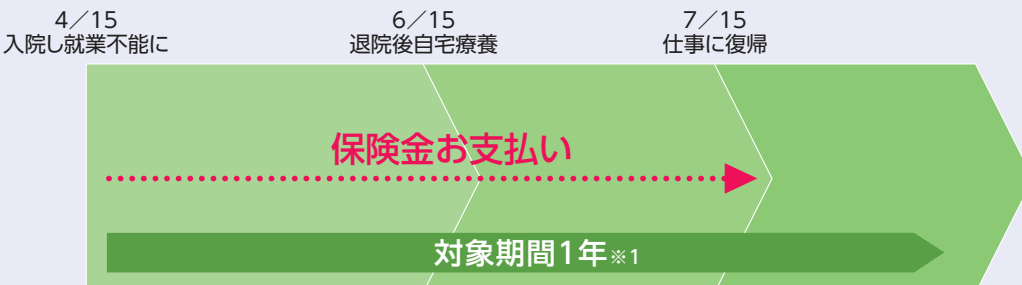
- 就業不能期間：8か月 + 10か月
(保険金をお支払いする期間) (入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額30万円 × 18か月 = **540万円**
- 準会員月払保険料(S210型)：10,681円(葬祭費用補償特約(F型)の保険料を含みます。)

1年補償タイプ

- ◎1回の就業不能に対する対象期間は最長1年間です。
- ◎就業不能補償は必要だが、長期の就業不能には別の備えを講じたいとお考えの先生へ

[正会員保険金お支払例]

B先生45歳、月額保険金額50万円でご契約中に…
胃がんで入院、手術。2か月入院ののち退院。その後医師の指示により1か月自宅療養し、仕事に復帰。



- 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)：2か月 + 1か月
(入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額50万円 × 3か月 = **150万円**
- 正会員月払保険料(S110型)：13,719円(葬祭費用補償特約(F型)の保険料を含みます。)

※1 対象期間を経過した後の期間の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

※ 就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算します。

団体所得補償保険の特長

就業不能サポート

もし、皆さまが働けなくなったら、月々の収入をカバーし、仕事と生活をサポートします。

1 団体割引30% + 無事故戻し返れい金20%

保険料は、全国税理士共栄会のスケールメリットを活かし、団体割引で最高の30%が適用されており、大変お得です。また、保険期間中に事故がない場合は、保険料の20%をお戻しします。

※中途脱退の場合、返れい金はありません。

2 最高月額保険金額 正会員200万円、準会員50万円。(満69歳まで)

責任ある皆さまのために、正会員の方は最高月額200万円(1口5万円×40口まで)、準会員の方は最高月額50万円(1口5万円×10口まで)をご用意しました。

3 自宅療養も補償

入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

4 一部の精神障害も補償

一部の精神障害による就業不能も保険金支払いの対象となります。

- お支払いの対象となる精神障害…気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害 など
- お支払いの対象とならない精神障害…アルコール依存、薬物依存等によるもの

5 葬祭費用も補償(正会員・準会員50万円)

被保険者が身体障害を被り死亡した場合、ご親族が負担する葬祭費用を50万円を限度に補償します。

6 ご希望により選べる【1年補償タイプ】【2年補償タイプ】

【1年補償タイプ】1回の就業不能に対する対象期間は最長1年間です。基本の必須補償としてご案内しています。

オススメ

【2年補償タイプ】1回の就業不能に対する対象期間は最長2年間です。割安な保険料でゆとりの補償を実現しました。

7 税理士事務所の関与先の皆さまもご加入できます

下記の方が本制度にご加入できます。

正会員 全国の税理士会会員

準会員 1) 正会員の家族及び従業員とその家族

2) 正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員ならびにそれらの家族

※以上の条件を満たし、所定の入会手続きを経た者が加入できます。

8 その他の特長

●新規加入は正会員は満79歳まで、準会員は満69歳まで、継続加入は正会員は満84歳まで、準会員は満79歳まで(※)ご加入いただけます。(ただし、2年補償タイプは新規、継続とも満63歳までのご加入となります。)

※準会員については、前年度契約において事故請求・保険金支払歴がない被保険者は満79歳まで継続加入できます。

●保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、その病気を補償対象外とせず、契約を継続いただけますので、長期の継続加入が可能です。(保険金通算支払期間1,000日)

●地震・噴火、またはこれらによる津波などの天災による就業不能、傷害による死亡・後遺障害、葬祭費用保険金も補償します。

●傷害によって死亡した場合または後遺障害が生じた場合に保険金を支払う傷害による死亡・後遺障害補償特約もご用意しております。

●医師の診査は不要。健康状態を告知していただくだけの簡単な手続きでご加入いただけます。

(注)告知の内容によってはご加入をお断りする場合があります。

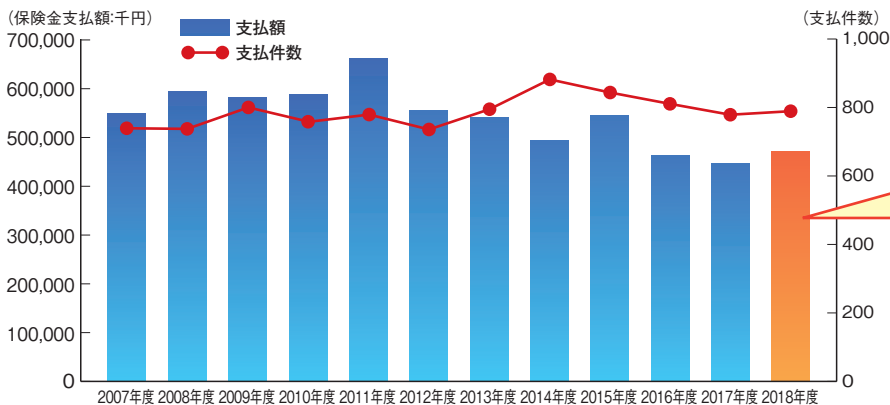
(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体所得補償保険って (就業不能サポート) どれだけ役に立っているの？

会員の皆さまに、こんなにお役に立っています！

過去5年で、約4,000件約25億円のお支払い。

【毎年のお支払い実績】



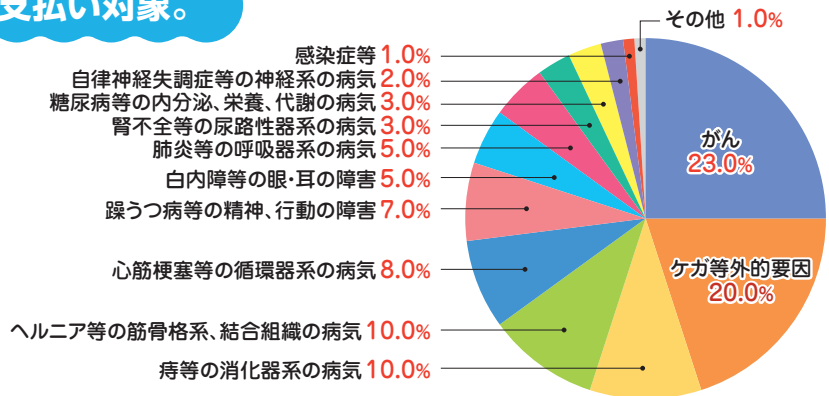
【2018年度のお支払い実績】

768件
約**4.5億円**

がん、ケガ、心の病まで幅広いお支払い対象。

【2018年度疾病別お支払い内訳：件数ベース】

がん等の生活習慣病から
事故によるケガ、さらに心の病まで、
幅広く保険金お支払い対象と
なっています。



(損保ジャパン調べ 2020年9月1日現在)

保険金お支払い例

※これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

ご職業	状況	認定日数	お支払い金額:円
税理士	直腸がん 直腸がんで入院、その後転移が発覚	2か月4日	3,650,000
税理士	黄斑網膜変性症 黄斑網膜変性症で治療中	4か月3日	2,050,000
税理士	左足骨折 ゴルフプレー中転倒して左足骨折	1か月2日	300,000
建設業	腰椎圧迫骨折 階段で転倒、腰椎骨折。後遺障害認定	2か月12日	1,500,000
会社経営者	アルツハイマー病 循環器系の疾患からアルツハイマー病発症	9か月11日+12か月	3,805,000
事務所職員	うつ病 抑うつ状態で復帰見込みなし	4か月27日	1,470,000
料理人	胃がん 胃がんで入院と自宅療養	12か月	1,800,000
美容師	靭帯断裂、腰部骨折 車と接触し、腰部骨折	7か月11日	1,105,000
販売員	不安障害 外傷性ストレス障害で治療	12か月	1,200,000
電気工事	右手指切断 機械にはさまれ手指切断、後遺障害認定	1か月27日	440,000

団体所得補償保険の保険料

就業不能サポート

所得職種級別 例 1級

職種名 税理士、販売員、事務員、システムエンジニア、アパート管理人 等

	1年補償タイプ (対象期間1年)		2年補償タイプ (対象期間2年)	
	S110	4110	おすすめ コース S210	4210
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	577円	340円	612円	375円
20~24歳	737円	500円	827円	590円
25~29歳	792円	555円	907円	670円
30~34歳	887円	650円	1,037円	800円
35~39歳	1,017円	780円	1,222円	985円
40~44歳	1,177円	940円	1,462円	1,225円
45~49歳	1,352円	1,115円	1,747円	1,510円
50~54歳	1,527円	1,290円	1,997円	1,760円
55~59歳	1,607円	1,370円	2,122円	1,885円
60~64歳	1,652円	1,415円	2,217円*	1,980円
65~69歳	1,937円	1,700円	*2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳(注)	2,842円	2,605円		
75~79歳(注)	3,917円	3,680円		
80~84歳(注)	5,322円	5,085円		

※必ずセットとなります。
(満80歳~満84歳の方はセットできません。)

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(注)	1,964円
75~79歳(注)	3,417円

所得職種級別 例 3級

職種名 普通大工、貨物運転手、溶接工、清掃業 等

	1年補償タイプ (対象期間1年)		2年補償タイプ (対象期間2年)	
	S130	4130	おすすめ コース S230	4230
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	697円	460円	742円	505円
20~24歳	912円	675円	1,037円	800円
25~29歳	992円	755円	1,137円	900円
30~34歳	1,112円	875円	1,312円	1,075円
35~39歳	1,287円	1,050円	1,567円	1,330円
40~44歳	1,502円	1,265円	1,892円	1,655円
45~49歳	1,742円	1,505円	2,277円	2,040円
50~54歳	1,977円	1,740円	2,612円	2,375円
55~59歳	2,082円	1,845円	2,782円	2,545円
60~64歳	2,152円	1,915円	2,912円*	2,675円
65~69歳	2,532円	2,295円	*2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳(注)	3,752円	3,515円		
75~79歳(注)	5,212円	4,975円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(注)	1,964円
75~79歳(注)	3,417円

被保険者の年齢について(詳細はp11を参照)

- 正会員は新規加入は満79歳まで、ご継続加入は満84歳までとなります。
- 準会員は新規は満69歳まで、継続加入は満79歳まで(注)となります。
- (注)準会員については、前年度契約において事故請求・保険金支払歴がない被保険者は、満79歳まで継続加入できます。

補償内容と月払保険料(1口あたり)

- 天災危険補償特約セット／●精神障害拡張補償特約セット／●入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット／●葬祭費用補償特約(F型)セット ●保険期間：1年 ●団体割引：30% ●無事故戻しあり

所得職種級別 例 2級

職種名 調理人、美容師、造園業、現場監督、配線工 等

	1年補償タイプ (対象期間1年)		2年補償タイプ (対象期間2年)	
	S120	4120	おすすめ コース S220	4220
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15～19歳	632円	395円	667円	430円
20～24歳	812円	575円	917円	680円
25～29歳	877円	640円	1,007円	770円
30～34歳	982円	745円	1,157円	920円
35～39歳	1,132円	895円	1,367円	1,130円
40～44歳	1,317円	1,080円	1,647円	1,410円
45～49歳	1,522円	1,285円	1,977円	1,740円
50～54歳	1,722円	1,485円	2,262円	2,025円
55～59歳	1,812円	1,575円	2,402円	2,165円
60～64歳	1,867円	1,630円	2,517円*	2,280円
65～69歳	2,192円	1,955円	*2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70～74歳(注)	3,227円	2,990円		
75～79歳(注)	4,477円	4,240円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15～19歳	45円
20～24歳	55円
25～29歳	58円
30～34歳	67円
35～39歳	87円
40～44歳	128円
45～49歳	199円
50～54歳	305円
55～59歳	491円
60～64歳	776円
65～69歳	1,184円
70～74歳(注)	1,964円
75～79歳(注)	3,417円

+

所得職種級別 例 4級

職種名 橋梁作業、とび工 等

	1年補償タイプ (対象期間1年)		2年補償タイプ (対象期間2年)	
	S140	4140	おすすめ コース S240	4240
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15～19歳	802円	565円	852円	615円
20～24歳	1,062円	825円	1,217円	980円
25～29歳	1,157円	920円	1,342円	1,105円
30～34歳	1,307円	1,070円	1,557円	1,320円
35～39歳	1,522円	1,285円	1,862円	1,625円
40～44歳	1,787円	1,550円	2,262円	2,025円
45～49歳	2,082円	1,845円	2,732円	2,495円
50～54歳	2,362円	2,125円	3,142円	2,905円
55～59歳	2,497円	2,260円	3,347円	3,110円
60～64歳	2,572円	2,335円	3,502円*	3,265円
65～69歳	3,042円	2,805円	*2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70～74歳(注)	4,532円	4,295円		
75～79歳(注)	6,317円	6,080円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15～19歳	45円
20～24歳	55円
25～29歳	58円
30～34歳	67円
35～39歳	87円
40～44歳	128円
45～49歳	199円
50～54歳	305円
55～59歳	491円
60～64歳	776円
65～69歳	1,184円
70～74歳(注)	1,964円
75～79歳(注)	3,417円

+

- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料および葬祭費用補償特約保険料を除きます。(2024年11月現在)
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

団体所得補償保険の保険料計算方法

就業不能サポート

お支払いいただく月払保険料 P5・6の保険料表と加入口数でわかります。

葬祭費用特約について

- 80歳～84歳の方はセットできません。
- 補償拡大し同じ被保険者で複数契約がある場合は葬祭費用特約は複数セットできません。

1口あたり 月払保険料	加入口数 (2口以上)	葬祭費用特約 保険料	お支払いいただく 月払保険料
□ 円	□	□ 円	□ 円
×		+	=

加入口数の限度

所得補償保険金額は、下表の範囲内、かつ2口以上の加入限度口数以内でお決めください。

※他に所得補償保険等にご加入の場合は、その保険金額も合算のうえで加入口数をお決めください。

加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先から休業 補償が行われる場合は 40%以下
共済組合	40%以下

<年齢別加入限度口数>

満年齢	正会員	準会員
69歳まで	40口	10口
70～74歳	40口	4口 (P5(注)参照)
75～79歳	20口	
80～84歳	10口	

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(*)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

- ・他の保険契約等(*)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体所得補償保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
※ご利用は日本国内からに限ります。
※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

簡単にWEBで保険料試算ができるようになりました。

団体所得補償保険WEB保険料試算のご案内

5月1日始期
団体所得補償保険
※本制度になります。

下記「URL」にログインまたは「QRコード」をスマートフォンで読みお願いします。

URL <https://www.nichizei-net.com/zeirishi/tozei/dshh.html>

QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



就業不能の補償期間1年(または2年)が終わった後も補償が欲しい方へおすすめします。

団体長期障害所得補償保険WEB保険料試算のご案内

5月1日始期
3月1日始期
団体長期障害
所得補償保険
※本制度とは別の制度になります。

下記「URL」にログインまたは「QRコード」をスマートフォンで読みお願いします。

URL <https://www.nichizei-net.com/zeirishi/tozei/g ltd.html>

QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



新規(中途)加入の申込み手続きについて

お手続きの締切は、2025年3月28日(金)です。

(締切日に間に合わない場合は、6月1日以降始期の中途加入になります)

新規(中途)加入申込みに必要な書類

NO	お手続き内容	提出書類		書類提出締切日		保険料のお支払い		葬祭費用セット
		5月1日	中途加入	5月1日	中途加入	5月1日	中途加入	
1	新規加入	加入依頼書 (注1)		2025年 3月28日(金) (注2)	保険始期の 前月10日	2025年 5月22日(木)	毎月 22日 (注3)	あり
2	補償拡大					指定口座からの控除 2回目以降の振替日は 毎月22日(注3)		なし

告知書で告知いただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

(注1) 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) 締切日までに書類が届かない場合は、指定口座から振替ができないことにより5月1日に保険責任が開始しないことがありますのでご注意ください。

(注3) 22日が金融機関の休業日である場合は金融機関の翌営業日

口座振替に関する注意事項

●振替不能が発生した場合は、契約を解除する場合や保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

この保険は自動継続方式を採用しております

満期・更新のご案内に記載しておりますご契約内容をご確認ください。
特段のお申し出がなければ2025年5月1日からのご契約内容で継続されます。

2025年5月1日からの補償内容から変更はありますか？

NO ↓

お手続きは
不要です。

YES ↓

加入内容に変更がある場合

住所の変更

引落口座の変更

補償内容を大きくしたい
被保険者を追加したい

取扱代理店へ必要書類の請求をし、変更後の内容をご記入の上提出してください。


書類提出締切：3月28日(金)

2025年5月22日に、ご指定の預金口座から保険料を引落させていただきます。
残高不足に十分ご注意ください。

1 全国税理士共栄会へ入会(利用)について

全国税理士共栄会は、全国の税理士会会員を正会員、正会員の家族及び従業員とその家族、正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員ならびにその家族を準会員とする団体です。

- 保険に加入するためには、被保険者(補償対象者)が、全国税理士共栄会に加入する必要があります。
- 新規申込みの場合は、加入依頼書記載例に従って入会(利用)申込書をご記入ください。
- 補償拡大の場合は、「既入会」に○をしてください。(申込みは不要です)

<p>全税共資格確認欄 右記申込人は全税共への入会資格がありますことを認めます。</p> <p style="text-align: center;">関与税理士印</p>  <p>※2枚目にも捺印します</p>	<p>全国税理士共栄会入会(利用)申込書 <既入会> 全国税理士共栄会 御中</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 私は、貴会に入会を申込みます。申込人は下記のいずれに該当します 税理士会会員、税理士会会員の家族および従業員ならびにその家族 税理士会会員の関与する法人および個人事業主、役員、従業員、ならびにそれらの家族。</p>	<p>■個人情報の取扱いについて ご記入いただいた個人情報は、口座振替のお知らせ等の連絡・本会が実施する事業サービスのご案内に利用します。詳細は当会ホームページ(http://www.zenzeikyoo.com)をご参照ください。</p>
<p>申込人氏名 (フリガナ) ニチセイ ハナコ 日税 花子</p>	<p>申込人が役員・従業員の場合 従務先名 (フリガナ) セイリシホウジン ジャパン ジム ショ 税理士法人 ジャパン 事務所</p>	<p>電話 () () () ()</p>
<p>申込人住所 <input checked="" type="checkbox"/> 上記所得補償保険申込人と同じ</p>	<p>電話 () () () ()</p>	

関与税理士の確認印が必要です。
 被保険者が関与税理士本人である場合は押印不要です。
 1枚目～2枚目にご捺印ください。

2 申込人、口座名義人、被保険者の関係について

- 申込人は指定口座の口座名義人を記載します。
- 被保険者とは補償の対象となる方です。
- 補償を拡大する場合も新規加入同様口座振替依頼書のご提出が必要です。

全国税理士共栄会 保険期間20**25**年**5**月1日から2026年5月1日まで 証券番号 9 1 2 5 8 1 M 8 2 0

VIP大型総合保障制度 団体所得補償保険加入依頼書兼告知書 (税)

全国税理士共栄会 御中 損害保険ジャパン株式会社 宛

申込日 令和 7年 3月 20日 163-1529 03 (5323) 2111

住所 トウキョウト シンジュク クニシシンジュク1-6-1 シンジュクエルトワー29F

申込人 (フリガナ) **セイリシホウジン ジャパン ジム ショ** **ダイヒョウシャイン ヤマダ タロウ**
 口座名義人 **税理士法人 ジャパン 事務所 代表社員 山田 太郎**

指定口座 金融機関 **みずほ** **シンジュク**
 預金種目 **みずほ** **新宿**

口座番号 (右5桁) 0:0:1:2:3:4:5 金融機関コード 0:0:0:1 支店コード 2:4:0

申込印 兼 銀行印

関与税理士 (フリガナ) **ヤマダ タロウ** 税理士登録番号(右5桁) **0:0:1:2:3:4:5** 事務所所在地 **東京 新宿**

告知日 令和 7年 3月 20日 性別 男 生年月日 55年 7月 9日 年齢 44歳

被保険者 (フリガナ) **ニチセイ ハナコ** **日税 花子** 職業・職種名 **税理士事務**

加入コース(型)	加入口数(口)	月払保険料(円)	月合計保険料(円)
S 1 1 0	10	11,770	11,898
非課費用特約		128	

口座振替依頼書 (加入依頼書3枚目)

指定口座 金融機関 **みずほ** **シンジュク**
 預金種目 **みずほ** **新宿**

口座番号 (右5桁) 0:0:1:2:3:4:5 金融機関コード 0:0:0:1 支店コード 2:4:0

口座名義人 **税理士法人 ジャパン 事務所 代表社員 山田 太郎**

銀行名 **セイリシホウジン ジャパン ジム ショ** **ダイヒョウシャイン ヤマダ タロウ**

銀行印

3 「健康状態に関する告知」について

告知書の質問事項、注意事項等よくお読みいただいた上で告知しご加入いただきますようお願いいたします。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - 保険契約者 : 全国税理士共栄会
 - 保険期間 : 2025年5月1日午後4時から1年間となります。
 - 申込締切日 : 2025年3月28日(金)取扱代理店必着
 - 引受条件(保険金額等)、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者: 全国税理士共栄会の正会員および準会員
 - 被保険者 : 全国税理士共栄会の正会員および準会員
 - ・正会員 : 税理士会会員 新規加入は満79歳まで、継続加入は満84歳まで
 - ・準会員 : ①正会員の親族 ②正会員の事務所従業員およびその同居の親族 ③正会員の関与する法人・事業主 ④正会員の関与先の役員、従業員およびその同居の親族 ※準会員は正会員の承認が必要です。新規加入は満69歳まで、継続加入は満79歳まで(P3参照)。
- なお、正会員・準会員ともに2年補償タイプの場合は新規・継続加入とも満63歳までの方が対象となります。
また、家事従事者特約がセットされたG110型の場合、被保険者は、満16歳以上満69歳以下で、主として被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎります。(現在、新規の販売を停止しております。)
- お支払方法 : 「月払方式」。本制度の保険料収納業務の受託会社は東税協共栄会とします。加入依頼書が所定の締切日までに損保ジャパンに提出された場合は、1回目の保険料は5月22日、2回目以降毎月22日に口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日)なお、ゆうちょ銀行からの口座振替はご利用できません。
 - お手続き方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入の皆さま		加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類の提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年5月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月の22日から毎月口座振替されます。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。毎月10日までの受付分は、受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)からの脱退となります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金: 保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
(注) 保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)(*)	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑧ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨ 妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能は保険金の対象となります(アルコール依存、薬物依存等は保険金の対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{月数}$	
	$\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$	
	(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいいます。就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。	
	(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年もしくは2年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。	
	(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。	
	(注1) 対象期間(1年もしくは2年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。	
	(注2) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。	
	(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額	
	(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。	
(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。		
(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。		
(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。		
(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>家事従事者特約(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} \text{の月数}^{(**)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*)1を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(**)2のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能は保険金をお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等は保険金をお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
<p>傷害による死亡後遺障害補償特約</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合</p>	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{死亡保険金の額} = \text{特約保険金額の全額}$ </div> <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{後遺障害保険金の額} = \text{特約保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$ </div>	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>
<p>葬祭費用補償特約(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として死亡された場合</p>	<p>被保険者の親族が負担した葬祭費用の実費について、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由による被保険者の死亡に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの など</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(*)1が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の要否をご判断ください(**)2。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の途中での削除はできません。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(*)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- 他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

(注)家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額(月額)は15万円が限度となります。

口座振替に関する注意事項

●振替不能が発生した場合は以下の加入者にとって以下の不利益がありますのでご注意ください。

- 1回目保険料が口座振替不能の場合：1回目保険料領収時までには発生した事故に関しては保険金をお支払いできません。
- 月払の2回目以降の分割保険料が口座振替不能の場合：翌月の振替日に2か月分の保険料を口座振替(併徴振替)します。
- 併徴振替も不能である場合は、契約を解除することがあります。
- 所定の払込期日(毎月22日)の属する月の翌月末を経過しても所定の払込期日の保険料の支払いがなかった場合には、当該所定の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となつた事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となつた事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となつた事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月に於いて産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「所得」「平均月間所得額」は、下記のとおりです。>

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益を言います。
平均月間所得額	2024年11月現在、183千円とします。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務(※1) **★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態**
 告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、本告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※2)の加入状況
 (※1)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。
 (※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になります。
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいた場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)、は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(注)家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
④他の保険契約等がある場合 など
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。
お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 保険金をお支払いする事故が起きた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。(正会員の場合)
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。(準会員の場合)

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金がお支払されるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類、セットされる特約) 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123
(受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL050-3808-5528 : FAX03-6388-0161
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

(事故サポートセンター)0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。